

職員の募集について

○本土地改良区は、土地改良事業を通じて地域農業の維持や農村環境の保持に寄与しております。地域のために、一緒に働いていただける職員を下記要領で募集しております。

なお、詳細は両総土地改良区ホームページの「職員募集」よりご確認くださいか、総務課（TEL0475-52-3145）までお問合せください。

■要 領

1. 雇用形態 ①正職員(令和5年4月採用) / ②正職員(中途採用) / ③パートタイマー
2. 採用人数 若干名
3. 試験内容 ①1次試験：書類選考
2次試験：筆記試験・個人面接(令和4年10月実施予定)
②・③書類選考の上、個人面接
4. 受付期間 ①令和4年7月1日(金)～令和4年9月22日(木)必着
②・③随時受付中
5. 仕事内容
 - 土地改良施設の維持管理
 - ➔各揚排水機場の運転・操作や用排水施設（水路や水門）の巡視・操作業務
 - 各種土地改良事業の実施
 - ➔農地の区画整備や揚排水機場を造成する各種事業の推進や造成した土地改良施設の点検・整備業務
 - 事務全般
 - ➔組合費の徴収、会計事務、各種申請の受付・処理、官公庁等への届出や申請、設計・発注業務等



各種届け出の提出について

耕作者の変更で組合員資格の変更があった時 ➔ **組合員資格得喪通知書を必ず提出してください。**
(相続や売買等)

※売買等による農地の異動の場合、滞納賦課金がある農地を取得しますと、土地改良法第42条の規定により、農地を取得した組合員が滞納賦課金を納入しなければなりませんので、お手続きをされる際には事前にご確認をお願いします。
※組合員資格得喪通知書はホームページからダウンロードできます。(URL：<http://www.ryoso-lid.or.jp>)

農地を農地以外に転用するとき ➔ **農地転用等の通知書・地区除外申請書、開発行為等に伴う排水同意申請書を提出し、必要な決済を行ってください。**

※農地転用には決済金の納付が必要になります。この決済金は、農地転用により受益面積が減少し、施設の維持管理に必要な賦課金が各組合員の過重負担にならないよう事前に決済していただくものです。
※所定の手続きがない場合、農地外地目へ変更していても賦課金の対象となります。

お問合せは、最寄りの
みどりの
「水土里ネット両総」へ

香取支所
山武支所
長生支所

TEL 0478-54-3566 FAX 0478-54-3904
〒287-0005 香取市佐原ホ689
TEL 0479-82-8820 FAX 0479-82-8851
〒289-1746 横芝光町寺方515-1
TEL 0475-34-3113 FAX 0475-34-3178
〒299-4114 茂原市本納3041